

## 金融労組の取り組み

# あおぞら銀行は不当処分を撤回せよ

## 都労委で第1回調査

金融ユニオンは、あおぞら銀行のIさんに対する不当処分の撤回を求め、東京都労働委員会へ不当労働行為の救済命令を求め、5月27日(金)その第1回調査が、東京都労働委員会で行われました。

### コンプライアンス違反の疑いを内部通報

Iさんは、2011年10月、リテール営業推進部主任調査役(M6等級)として採用され、2019年7月、同部主任調査役M7等級に昇格。2019年11月、チーフファイナンシャルプランナーM7等級に任命されました。

2020年6月、Iさんは、遺言の相続手続きで職員が、遺言公正証書の存在を特定の相続人に秘匿して遺産分割手続きを行い、その事実を上席が報告を受けて知りながら、遺言状の存在を報告しなかったことは行内ルールに反してコンプライアンス上の疑義があるとして銀行の内部通報ホットラインに通報しました。

内部通報した後の7月14日と7月28日、人事部のグループ長が、Iさんに対し6年半も以前からのIさんの職務上の「問題行為」を挙げ、銀行の懲戒事由に該当すると指摘しました。Iさんは、これをホットライン通報に対する報復と考え7月30日、同銀行社長にメールで、なぜホットライン通報したのか理由と、7月28日の人事部グループ長の言動の不当性を訴えました。すると銀行は7月30日付の人事部長名「通知書」で、社長に対するメール送信は業務妨害であり繰り返すなら人事処分があり得ることを通告しました。

### 内部通報後に懲戒処分

8月13日、Iさんは金融ユニオンに加入。金融ユニオンは10月8日の団体交渉で、Iさんに懲戒事由に該当するとした事実を明らかにするよう銀行に求めました。銀行は、次回団体交渉を11月6日と約束したにもかかわらず、10月30日にIさんを11月2日から3営業日にわたる出勤停止処分とし始末書の提出を命じました。

都労委への救済命令申立書では、出勤停止処分は、銀行が不当な処分を課すことを防ぐためにIさんが金融ユニオンに加入し、金融ユニオンが団体交渉を申し入れたことを理由とする処分であり不当労働行為であると訴えています。さらに、銀行は2021年2月24日、Iさんに対し減給、降格に該当する評価を告げ、配置転換を示唆し、退職を勧奨。3月24日、実際に2階級降格、人事部付への異動の内示を発令しました。

これは、金融ユニオン加入、出勤停止処分を団体交渉で追及したことに対する報復であり、Iさんを退職に追い込もうとするものです。そして、この減給、降格処分、配置転換は、先述の出勤停止処分に重複する二重処分です。金融ユニオンは、4月5日付で都労委に追加申し立てを行い、Iさんに対する減給、降格処分、配置転換の取消、原職へ復帰させること及び謝罪文の公示(ポスト・ノーチス命令)を求めています。(不当労働行為救済命令申立書から要旨紹介 [金融ユニオンあおぞら銀行問題特設サイト](#)参照)

5月27日第1回調査には、代理人の上条貞夫弁護士、金井克仁弁護士、金融労連本部、関金労、金融ユニオン、全損保、金融ネット他から計13名が参加。関連記事リンク [あおぞら銀行から金融ユニオンに加入](#)

**次回予定 東京都労働委員会第2回調査は7/26日(月)10:30~**